

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 レイクサイドガーデン 大津市萱野浦3304-19 ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 ヤマイチ・ユニハイムエステート株式会社 和歌山県和歌山市中之島1518番地中之島801ビル5階 代表取締役 山田茂
- 3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 駐輪場の位置 届出書の添付図面記載のとおり

イ 荷さばき施設の位置 届出書の添付図面記載のとおり

ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 64.67 m²

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 株式会社カネスエ商事 午前10時から午後11時まで

(イ) 株式会社デコーレ 午前10時から午後11時まで

(ウ) 株式会社ゾーンプラス 午前10時から午後11時まで

(エ) 井上義宣 午前10時から午後11時まで

(オ) 株式会社モリコーポレーション 午前10時から午後11時まで

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場① 午前9時30分から午後11時30分まで（一部、午前9時30分から午後10時まで）

(イ) 駐車場② 午前9時30分から午後10時まで

カ 駐車場の自動車の出入口の位置 届出書の添付図面記載のとおり

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設① 午前6時から午後9時まで

(2) 変更後

ア 駐輪場の位置 届出書の添付図面記載のとおり

イ 荷さばき施設の位置 届出書の添付図面記載のとおり

ウ 廃棄物等の保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 64.6 m²

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

(ア) 株式会社カネスエ商事 午前7時から午後10時まで

(イ) 株式会社デコーレ 午前10時から午後10時まで

(ウ) 株式会社ゾーンプラス 午前10時から午後10時まで

(エ) 井上義宣 午前10時から午後10時まで

(オ) 株式会社モリコーポレーション 午前10時から午後10時まで

オ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ア) 駐車場① 午前6時30分から午後10時30分まで（一部、午前6時30分から午後10時まで）

(イ) 駐車場② 午前6時30分から午後10時まで

カ 駐車場の自動車の出入口の位置 届出書の添付図面記載のとおり

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設① 午前0時から翌午前0時まで（24時間）

- 4 変更年月日 アについては平成28年4月1日、イおよびウについては令和4年7月1日、エ、オおよびキについては令和6年11月28日、カについては平成16年4月5日

- 5 変更の理由 ア、イおよびウについては施設配置変更のため、エ、オおよびキについては新規テナント入店に伴う施設運営方法等変更のため、カについては駐車場出入口計画変更のため

- 6 届出年月日 令和6年10月23日

- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和6年11月8日から令和7年3月10日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和7年3月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号